

第3回ワーキンググループ以降の「モニタリング基準（作成素材（案）」の修正について

頁	該当箇所	修正前	修正後
全体		【県/市等】	【管理者等】 ※「モニタリングに関するガイドライン」の表現と統一
1	第1章 第1節	<p>モニタリングは、サービス対価の減額を目的とするのではなく、【管理者等】と事業者との対話を通じて、施設の状態を良好に保ち、利用者が安全・便利に利用できる水準を保つことを目的に実施するものである。</p> <p>【管理者等】と事業者は、上記目的を達成するために、相互に協力して利用者にサービスを提供していることを意識し、意思疎通や認識の統一を図ることを常に念頭に置かなければならない。</p>	<p>【管理者等】と事業者は、上記目的を達成するために、相互に協力して利用者にサービスを提供していることを意識し、意思疎通や認識の統一を図ることを常に念頭に置かなければならない。</p> <p>モニタリングは、サービス対価の減額を目的とするのではなく、【管理者等】と事業者との対話を通じて、施設の状態を良好に保ち、利用者が安全・便利に利用できる水準を保つことを目的に実施するものである。</p> <p>※段落を並び替え</p>
3	第1章 第1節 3.(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、施設におけるホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、結果を【管理者等】に報告する。【管理者等】はその内容について確認を行う。 事業者は、完成検査、機器・器具・整備備品等の試運転等の実施については、実施日の●日前までに【管理者等】に書面で通知する。 【管理者等】は事業者が実施する完成検査及び機器・器具等の試運転に立会うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、完成検査、機器・器具・整備備品等の試運転等の実施については、実施日の●日前までに【管理者等】に書面で通知する。 【管理者等】は事業者が実施する完成検査及び機器・器具等の試運転に立会うことができる。 事業者は、施設におけるホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、結果を【管理者等】に報告する。【管理者等】はその内容について確認を行う。 <p>※項目を並び替え</p>
5	第3章 第1節	<ul style="list-style-type: none"> 業務日誌及び業務水準の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 業務日誌及び業務水準の確認 (提出があった場合)

頁	該当箇所	修正前	修正後
	①		
5	第3章 第1節 ①	・事業のサービスの提供に大きな影響を及ぼすと思われる事象が生じた場合には、直ちに【管理者等】に報告し、【管理者等】の要請に応じて業務日誌等を提示する。	・事業のサービスの提供に大きな影響を及ぼすと思われる事象が生じた場合には、直ちに【管理者等】に報告し、【管理者等】の要請に応じて 対応 する。
7	第3章 第2節 1.(2)	(新設)	(注2)【管理者等】と事業者との間の認識の齟齬をなくすために、モニタリングの指標を事前に示しておくことが有効である。
9	第3章 第2節 3.(5)	(新設)	(注) 事業者が提供するサービスについて、より質の高いサービスを実施した場合に対してボーナスポイントを付与し、減額ポイントと相殺する例がある。 また、業務従事者のモチベーションを高める方法として表彰制度を導入する例もある。
10	第3章 第3節	(新設)	3節 モニタリング結果の公表 【管理者等】は、モニタリング結果及び改善・復旧の状況等を公表することができる。ただし、公表することにより事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項については、あらかじめ【管理者等】と事業者との協議により公表の対象から除外することができる。
11	第4章. 1節	(新設)	(注) 事業終了時に明け渡される施設の状態について、第三者機関による検査を要求水準書に規定する方法もある。
12	別紙	モニタリングから契約解除に至る流れ	モニタリングから 事業改善 に至る流れ
12	別紙	改善勧告等へ 減額ポイントの付与へ No もしくは Yes で●回	改善勧告等 の流れ 減額ポイントの付与 の流れ No もしくは Yes で●回 未満

頁	該当箇所	修正前	修正後
		<p>【管理者等】と事業者で協議の上、維持管理受託者等を変更（最長●ヶ月）</p> <p>（新設）</p>	<p>【管理者等】と事業者で協議の上、維持管理受託者等を変更 （最長●ヶ月）</p> <p>改善勧告</p>